



IGES 公益財団法人
地球環境戦略研究機関

2015
年報



目次

はじめに	1	研究活動拠点・連携組織	16
IGESの概要	3	サテライトオフィスの活動	16
2015年度 ― 研究活動のハイライト	4	連携組織の活動	20
気候変動とエネルギー領域	6	戦略オペレーション	24
持続可能な消費と生産領域	8	資料編	27
自然資源・生態系サービス領域	10	財務諸表	28
グリーン経済領域	12	財団概要	30
持続可能な社会のための政策統合領域	14	定款	32

はじめに



理事長 浜中 裕徳

**“2030アジェンダ、そしてCOP21での国際的合意は、
政治・経済・社会の既存の枠組みの大規模な転換を求める
明確で力強いシグナルを発信しています。”**

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により設立され、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた実践的な政策研究を行っています。

2015年、世界にとって歴史的とも言える二つの重要な国際的合意がなされました。9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、新たに17の目標と169のターゲットから構成される持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が策定されました。また、12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) において、全ての条約締約国が参加する2020年以降の新たな気候変動枠組み「パリ協定」が採択され、長期目標 (2℃目標の設定及び1.5℃抑制への努力) 及び今世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素化の目標が掲げられ、各国が取り組みを段階的に引き上げていくこととしました。これらの合意は、政治や経済、社会の既存の枠組みの大規模な転換を求める明確で力強いシグナルを発信しており、各国政府のみならず企業や自治体といった非国家主体の果たす役割もまた大きくなっていくと思われま

今後、こうした画期的な合意の成果を着実に行動に移し、気候変動に対してレジリエントで持続可能な社会を実現していくためには、様々なステークホルダーによる継続した連携・協力が欠かせません。IGESでは、各国政府、地方自治体、国際機関、研究機関、企業、NGOそして市民の皆様との連携をさらに深めながら、将来あるべきアジア太平洋そして世界の姿を念頭に活動を進めていきたいと考えます。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



所長 森 秀行

“アジア太平洋、そして世界のニーズに対応した 実践的な研究活動を進め、気候変動に対してレジリエントで 持続可能な社会の実現に資する政策形成を促していきます。”

IGESでは、第6期統合的戦略研究計画(2013年度～)の下、「気候変動とエネルギー」、「持続可能な消費と生産」、「自然資源・生態系サービス」、「グリーン経済」、「ビジネスと環境」、「持続可能な社会のための政策統合」、「持続可能な都市」の7分野に焦点を当てた研究活動を実施しています。

2015年には、持続可能な開発目標(SDGs)を含む持続可能な開発のための2030アジェンダ、そして2020年以降の新たな気候変動枠組みであるパリ協定、という二つの重要な国際的合意がありました。IGESでは、分野横断的に進めてきたSDGsと気候変動に関するフラッグシップ研究の成果を、討議ペーパーやコメンタリー、研究報告書等を通じて政策形成プロセスに向けてタイムリーに発表しました。また、持続可能な開発ソリューション・ネットワーク・ジャパン及び国連グローバル・コンパクト／グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンとの新たな連携、気候変動対策に意欲的な企業のネットワークである日本気候リーダーズ・パートナーシップへの支援、そして関係機関との協力等を通じて、多様なステークホルダーとともに知見や提言を積極的に発信し、国際的な議論や政策へのインパクト(影響力)を高めることができました。

2015年には、環境技術と気候変動対策に関する国連機関との2つのコラボレーティングセンター、ならびに生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)アジア・オセアニア地域アクセスメント技術支援機関(TSU)をIGES内に新たに設置するなど、研究ネットワークの一層の拡充を図りました。

今後も、ダイナミックに進展するアジア太平洋、そして世界のニーズに対応した実践的な研究活動を進め、気候変動に対してレジリエントで持続可能な社会の実現に資する政策形成を促していきます。

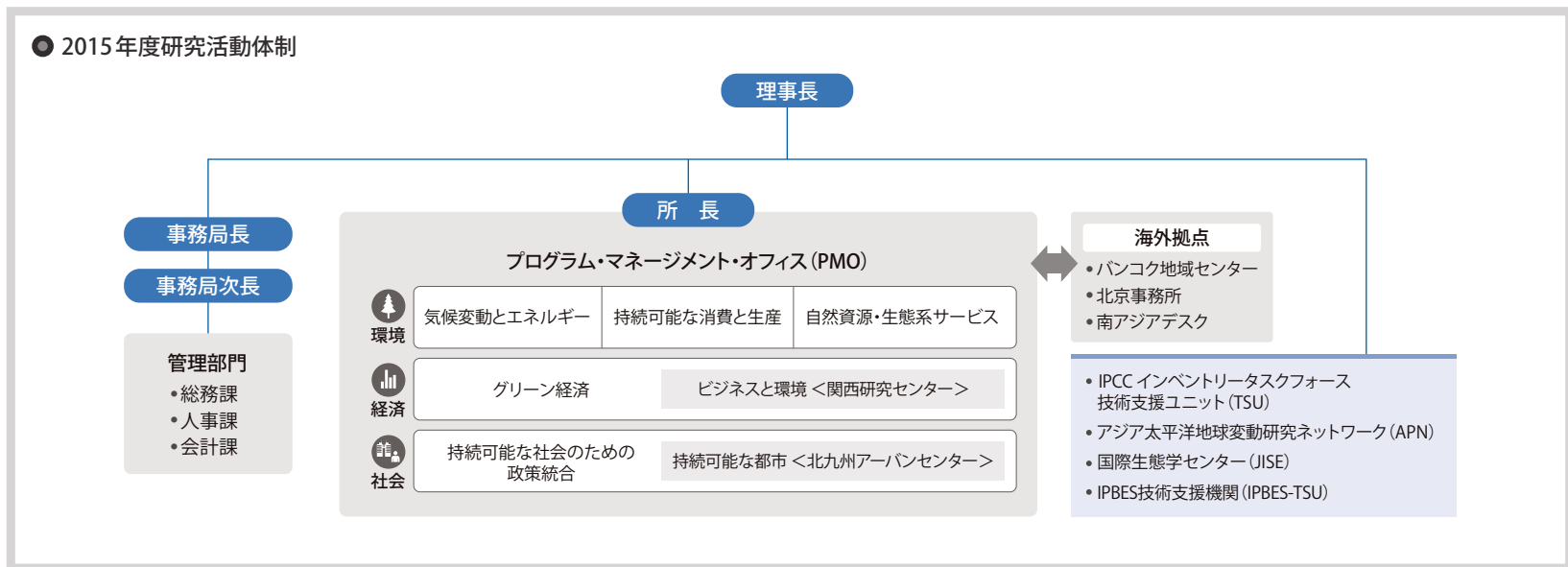
IGESの概要

IGESが目指すもの

急速な経済発展に伴い環境問題が深刻化するアジア太平洋地域では、環境と開発の両立が喫緊の課題となっており、低炭素型で持続可能な開発への道筋を示すことが求められています。IGESは、国際機関・各国政府・地方自治体・研究機関・企業・NGO等の多様なステークホルダー（関係者）と協力しながら、持続可能な開発を実現するための戦略を立て、アジア太平洋地域のニーズに基づいた政策形成に貢献していきます。

研究活動

2015年度は、第6期統合的戦略研究計画（2013年4月～）に基づき、持続可能な開発の3つの側面である「環境」「経済」「社会」の観点から現在アジア太平洋地域で顕在化しつつある問題を明らかにし、課題解決型の政策研究を進めました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。



2015年度—研究活動のハイライト

COP21に関する国内外での議論に貢献

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) において、全ての条約締約国が参加する2020年以降の新たな気候変動枠組み「パリ協定」が採択されました。IGESでは、COP21に至る様々な政策形成プロセスや議論に対して、研究成果や提言を一連の討議ペー



パリ合意に向けた研究報告書を発表



パーやコメンタリー及び研究報告書「The Paris Climate Agreement and Beyond: Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals (パリ合意とその先を目指して:気候変動対策における短期行動と長期目標を結びつける)」等を通じてタイムリーに発信しました。また、IGESでは気候変動対策に意欲的な企業ネットワークである日本気



候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) を事務局として支援しており、COP21に合わせて政策提言や意思決定者との対話を精力的に行い、ビジネスの視点から気候変動問題の緊急性と重要性を広く示しました。

COP21終了後には、いち早く速報セミナーを東京 (2015年12月及び2016年1月)と横浜 (2016年1月)で開催し、COP21での議論の内容や展望等をタイムリーに報告しました。



COP21に向けた提言をもとに環境大臣と対話



COP21でのIGESサイドイベント

持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けたガバナンス改革を提言

2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、新たに17の目標と169のターゲットから構成される

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が定められました。今後、これらの目標達成に向けての実施手段 (Means of



SDGsフラッグシップ研究の成果を発表

Implementation: MOI) が大きな課題となる中、IGESでは所内横断的に実施したSDGsに関するフラッグシップ研究の集大成として研究報告書「Achieving the Sustainable Development Goals: From Agenda to Action (SDGsの実現



のために: 課題から実施へ)」を発表しました。広範囲にわたる開発目標にガバナンスと資金が及ぼす影響を分析したほか、教育、水、エネルギー及び生物多様性の各分野のガバナンス (権限の執行、決定、実施方法) と実施手段を検証し、目標実現に向けた制度や政策枠組み、そして多様なステークホルダーの効果的な関与のあり方を提示しました。

アジアの地域統合に関するIGES白書を発表

IGES白書「Greening Integration in Asia: How Regional Integration Can Benefit People and the Environment (グリーンなアジア地域統合を目指して～いかにアジアの地域統合を人々と環境への便益につなげるか～)」を2015年7月に発表しました。アセアン共同体の設立や環太平洋経済連携協定 (TPP) 交渉など、アジア太平洋地域における



IGES白書の主要メッセージを報告

地域協力・統合の動きが加速する中、それらの動きをどのようにグリーン経済と持続可能な開発の牽引力としていくかについて、木材貿易、大気汚染、使用済み家電製品の貿易、メコン地域の水管理、低炭素技術移転

等、地域統合と持続可能な開発が交差する幅広いテーマを取り上げ分析しました。各国の相互依存の深まりと並行して地域協調を一層進め、環境保全や社会保障と経済成長の相乗効果等、地域レベルで存在する様々な機会を積極的に活用していくことを提案しました。

研究協力・連携を強化

国連機関との2つのコラボレーティングセンター(「IGES-国連環境計画 (UNEP) 環境技術連携センター」「国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) - IGES 地域協力センター)」ならびに「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関 (TSU)」をIGES内に新たに設置し、活動を開始しました。そのほかに、アジア太平洋地域における持続可能な開発に関する研究協力・連携協定 (MOU) を以下の機関と新たに締結しました。



UNFCCC-IGES地域協力センター設立式

締結	機関
2015年4月	イクレイ (イクレイ-持続可能性をめざす自治体協議会) 「持続可能な都市に向けた都市レベルでの協力」
2015年8月	マイクロファイナンス研究所 (バングラデシュ) 「金融包摂に関する研究協力」
2015年9月	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン及び 国連大学サステナビリティ高等研究所 「生物多様性に関する研究協力」
2016年1月	世界大都市気候先導グループ (C40) 「温室効果ガスの排出削減に取り組む都市ネットワークとの協力」

研究活動のハイライト

気候変動とエネルギー領域

第6期の研究概要

アジア太平洋地域における持続可能な低炭素型社会の実現に向けて戦略研究を実施し、気候変動に係わる国際・地域・国レベルでの制度・政策に対して提言を行います。

2015年度の主な活動

気候とエネルギー政策分析

2015年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) において2020年以降の新たな国際枠組み「パリ協定」

が採択されました。IGESでは、各国が自主的に決定する約束草案 (INDC) や主要経済諸国の動向分析を行い、2020年以前の強化された行動のための運用規則やガイドライン、ならびに新しい国際枠組みの設計について、UNFCCC交渉プロセスに対して提言を行いました。COP21に合わせてポリシー・レポート「The Paris Climate Agreement and Beyond: Linking Short-term Climate Actions



COP21
サイドイベント

UNFCCC補助機関会合でのIGESサイドイベント



to Long-term Goals」をタイムリーに発表し、各国による気候変動緩和や気候資金の取り組み強化、市場メカニズム及び気候変動による損失と被害への対策等、より意欲的な国際枠組みの構築に向けた政策提言を行いました。また、国内気候政策に関連して、2030年以降に技術的かつ経済的に達成可能な日本の温室効果ガス排出削減ポテンシャルの分析、日本・アメリカ・欧州・中国におけるエネルギー供給側の低炭素化政策の比較研究を行ったほか、石炭火力発電所建設計画が日本の気候政策にもたらす影響について分析しました。



IGES COP21速報セミナー

気候資金と市場メカニズム

途上国が効果的に気候変動対策を推進するための気候資金の機能・役割を分析するとともに、多国間基金である緑の気候基金 (GCF) への資金拠出を含む気候資金の最新動向を検証しました。また、温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、アジアの途上国各国で市場メカニズムの制度設計支援を

行いました。市場メカニズムに関するルールやデータベースの整備、温室効果ガス排出削減量の算定・検証のための手法やガイドブックの開発、市場メカニズムに関する政策研究等を実施し、UNFCCC事務局及びアジア開発銀行（ADB）等との協力の下、これらの知見をアジア太平洋地域の幅広いステークホルダーに向けて提供しました。

UNFCCC-IGES 地域協力センターを設置

IGESは、アジア太平洋地域の途上国における温室効果ガス排出削減を支援するため、UNFCCC事務局とともに「UNFCCC-IGES地域協力センター」を2015年9月にIGES/バンコク地域センター内に設立しました。クリーン開発メカニズム（CDM）に関する能力構築事業のほか、ブータン、ネパール等、アジア地域の約束草案（INDC）作成を支援しています。



MRV 及び JCM の人材育成事業

優れた技術・システム・インフラや資金を日本が途上国に提供して温室効果ガス排出削減を行い、その削減量の一部を日本の削減として計上する「二国間クレジット制度（JCM）」について、プロジェクトの実施体制作りや発掘・開発支援、測定・報告・検証（MRV）に関する能力開発を実施しました。2016年3月にはJCM署名国の最新動向やJCM事業の進捗・成果を報告する公開セミナーを東京で開催しました。



JCMワークショップ
上/ラオス 下/カンボジア

アジアにおける低炭素でレジリエントな都市戦略

アジア太平洋地域のグリーン成長につながる日本の環境政策や低炭素技

術に焦点を当て、政府・地方自治体・企業・研究機関との連携の下、二国間クレジット制度（JCM）等を活用した都市レベルでの低炭素開発を目指した研究活動を進めました。また、横浜市が企業やアジア都市間ネットワーク（CITYNET）の参画により構築するY-PORTセンターの主要メンバーとなり、インドネシアやベトナムの都市において低炭素技術普及に関するプロジェクトの構築支援を実施するなど、新興国における低炭素社会の実現に向けた活動に取り組みました。

主な出版物

- ポリシー・レポート「The Paris Climate Agreement and Beyond: Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals」
- イシュー・ブリーフ「米国における火力発電所排出規制の概要と今後の動向：クリーン・パワー・プランおよび炭素汚染基準の解説」
- ワーキング・ペーパー
 - 「Can Japan Improve on its INDC-based Target for CO₂ Intensity in the Electricity Sector? Estimation of Renewable Electricity and Nuclear Power in 2030」
 - 「Comparative Assessment of GHG Mitigation Scenarios for Japan in 2030」
 - 「パリ協定採択を受けたUNFCCCと自治体の連携強化に向けた考察」
 - 「二国間クレジット制度（JCM）による追加的な排出削減への貢献に関する考察」
 - 「追加性が懸念されるCDMプロジェクトからのクレジット量の算定」
 - 「電力部門における温暖化対策の現状と課題：石炭火力及びガス火力発電に対するポリシーミックスの実効性に関する考察」
 - 「増加する石炭火力発電所が日本の中長期削減目標に与える影響」
- ガイドブック「One Hundred Questions & Answers about MRV in Developing Countries」

研究活動のハイライト

持続可能な消費と生産領域

第6期の研究概要

都市における環境上適正な廃棄物管理、アジア全体を視野に入れた効果的なりサイクルシステムの構築、資源生産性の向上等を含む、持続可能な消費と生産の視点から政策分析を実施し、ライフスタイルの変化を促す政策提言を行います。

2015年度の主な活動

持続可能な消費と生産の政策実施と推進

持続可能な消費と生産 (SCP) パターン及びライフスタイルへの変化を促す効果的なアプローチについて研究活動を展開しました。アジアの政策担当者向けの実務的な指針として、持続可能な消費に関する現況や政策課題を網羅したガイドブック「Sustainable Consumption Guide for Policy Makers: Debunking Myths and Outlining Solutions (アジア版)」を国連環境計画 (UNEP) と共同で出版したほか、世界の主要な研究機関と持続不可能な消費と非効率的な資源利用の削減に関する国際共同研究 (REDUCTIONS プロジェクト) を進め、2015年10月にスイス・ダボスで開催された世界資源フォーラム等においてIGESの研究成果を報告しました。

このほかに、国連「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」の一環である「持続可能なライフスタイルと教育プログラム」を環境省と連携して支



援するとともに、マルチステークホルダー諮問委員会の一員として、プログラムの運営全般やグローバル・地域・各国レベルでの各種プロジェクトを担いました。



アジアにふさわしいSCPへの移行を議論 (ISAP2015)

3Rの政策実施と推進

アジア太平洋地域では、資源循環と統合的廃棄物管理に関する政策形成が段階的に進んでおり、政策実施の改善が喫緊の課題となっています。IGESでは、途上国のニーズに即した政策指標や評価手法の開発、3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化)政策との関連性、気候変動と廃棄物管理の改善との連環等に焦点を当てた研究活動を実施し、アジア太平洋3R推進フォーラムや気候と大気浄化のコアリション等、国際的なパートナーシップへの積極的な参画を通して、研究成果を効果的かつタイムリーに発信しました。

特に、UNEP国際資源パネルやG7サミットをはじめとする国際的な政策プ



公開G7アライアンスワークショップ

ロセスにおいて資源効率が持続可能性に関する重要課題として注目される中、EUの最新の資源効率政策をレビューし、製造業と循環産業の連携強化等、今後の日本への示唆をまとめた政策提言を発表しました。

2016年1月にはIGESの論文を中心とするJournal of Material Cycles and Waste Managementの3R政策指標に関する特集号(Springer刊)が発行されました。また、アジア太平洋地域での3R推進について、地域の知識基盤構築を目指してアジア太平洋3R白書プロジェクトを進めたほか、アジアの3R政策に関するポリシー・ブリーフを発表しました。



アジア太平洋3R白書プロジェクト会合

主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「新たな循環型社会に向けて：EU等における資源効率政策の動きから」
- 「Sustainable Consumption Guide for Policy Makers: Debunking Myths and Outlining Solutions」
- 「EU新循環経済政策パッケージ概説」
- 3R ポリシー・ブリーフ
 - 「How to Ensure and Establish Environmentally Sound International Resource Circulation」
 - 「Fostering Sound Recycling Industries in Asia」

IGES-UNEP 環境技術連携センターの活動

IGES-UNEP環境技術連携センター(IGES Centre Collaborating with UNEP on Environmental Technologies)を2015年度よりIGES本部内に設置し、UNEP国際環境技術センター(IETC)への支援のほか、気候問題と廃棄物管理改善との共通便益を通じた途上国の廃棄物管理改善に関する活動を開始しました。具体的には、IGESの専門性を活かし、途上国の国・都市レベルの統合的な廃棄物対策戦略・行動計画の策定及びパイロット事業の実施のほか、廃棄物管理ツール・ガイドラインや、廃棄物管理に関するカリキュラムの開発支援に貢献していきます。



カンボジアでのフィールド調査

- 「Examining Future Implementation of Waste Prevention and Resource Reduction Policies in Asia and the Pacific: Referring Practices in European Countries」
- Journal of Material Cycles and Waste Management
 - 3R政策指標に関する特集号(Springer刊)
 - 「Recycling Rate and Target Setting: Challenges for Standardized Measurement」
 - 「Developing 3R Policy Indicators for Asia and the Pacific Region: Experience from Regional 3R Forum in Asia and the Pacific」
 - 「Exploring Potential Policy Motivation and Approaches to Improve Resource Efficiency in Emerging Asia」

研究活動のハイライト

自然資源・生態系サービス領域

第6期の研究概要

森林保全、気候変動への適応、水資源管理及び生物多様性保全に焦点を当て、アジア太平洋地域の自然資源の保全と持続可能な利用を推進する統合的自然資源管理に関する問題解決型の研究活動を実施しています。

2015年度の主な活動

人々の生活のレジリエンス

レジリエンス向上に向けて、森林、農業、エネルギー、鉱山等様々な自然資源の競合を管理するためのランドスケープ・ネクサスアプローチに関する研究を進めました。衛星地球観測の環境管理への貢献に関する研究プロジェクトでは、途上国がREDD+（途上国における森林減少・劣化による排出削減等）を実施するために必要な参照排出レベルを開発するための衛星画像の活用について研究を実施しました。



衛星地球観測に関する国際ワークショップ
(写真提供: JAXA)

森林保全

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) で採択されたパリ協定においてREDD+は新しい気候変動対策のひとつと認識されました。わが国の二国間クレジット制度 (JCM) の活動範囲にも含まれることにな

り、JCM REDD+ 共通指針の開発において、IGESは実施のための方法論、セーフガード、妥当性検証等に関する専門的知見を提供しました。また、合法的かつ持続可能な木材貿易の推進に向けて、日本政府の木材調達における合法性の証明方法を定めた合法木材制度の国内民間企業による運用状況についての調査も行いました。



インドネシアにおけるJCM REDD+プロジェクト
サイトへの訪問調査



国内の原木市場における合法木材制度
実施状況の調査

気候変動への適応

適応効果指標、脆弱性評価、リスク保険、気候変動への家計のレジリエンスにおけるマイクロファイナンスの役割、適応と災害リスク削減イニシアティブの相乗作用等、適応に関する幅広い研究を実施しました。フィリピンのシラン・サンタロサ川流域周辺の4つの自



適応に関するIGES
E-ラーニングビデオ



治体と適応と緩和の統合をテーマとしたパイロット事業を実施し、包括的な土地利用計画の改善に資する洪水リスクマップと対策案を作成しました。この事業からの知見は、サンタロサ市の気候変動行動計画にも活用されました。さらに、アジア太平洋適応ネットワーク (APAN) や低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet) 等の国際的なネットワークとの連携を深め、知見や情報の共有を図りました。



アジア太平洋の適応計画策定について意見交換



金融包摂と適応に関するISAP2015セッション

水資源管理

アジア各国で関心の高い持続可能な排水管理をテーマに、適正処理の促進、処理排水の再利用及び資源回収の可能性について研究を実施しました。また、水とエネルギーの相互依存関係に関するネクサス研究を実施し、 Bangladesh における火力発電での水需要と電力部門における都市排水の代替利用に関する研究を進めたほか、南アジア経済の低水需要と高成長に関する世界銀行及びパデュー大学との共同報告書を作成しました。

生物多様性

生物多様性及び生態系サービスに関する政策・調査研究を広範に実施しました。2015年9月には、コンサベーション・インターナショナル・ジャパン及び国連大学サステナビリティ高等研究所と共同で、人と自然の共存を目指す GEF (地球環境ファシリティ) - SATOYAMA プロジェクトを立ち上げました。また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) の「アジア・オセアニア地域における生物多様性及び生態系サービスのアセスメント」技術支援機関 (TSU) との連携のもと、IGES は執筆活動に参加するとともに、国内執筆者への活動支援を行いました。また、透明性のある参加型森林ガバナンスの構築に向けて、IGES ではネパールの森林部門におけるガバナンスの質に関するスタンダードを開発し、2016年1月にネパール政府が正式に承認しました。

主な出版物

- リサーチ・レポート「The Role of Microfinance and Microfinance Institutions in Climate Change Adaptation: Learning from Experiences in Bangladesh」
- 「Understanding REDD+ Projects: Comparative Analysis of REDD+ Project Designs」
- 「The Political Economy of Sustainable Development: Policy Instruments and Market Mechanisms」 (Edward Elgar 刊)
- 「Groundwater Environment in Asian Cities: Concepts, Methods and Case Studies」 (Elsevier 刊)
- 「Generating Collective Knowledge on the Conservation, Management and Sustainable Use of Socio-ecological Production Landscapes and Seascapes: A Summary of a Review of 80 Case Studies under the International Partnership for the Satoyama Initiative (IPSI)」 (UNU-IAS 刊)
- 「気候変動会議 REDD+ 交渉ブリーフィングノート」

研究活動のハイライト

グリーン経済領域

第6期の研究概要

グリーンで包含的な経済へ移行するためには、グリーン雇用を創出し、官民投資をグリーン化し、低炭素で資源節約的な技術を採用し、自然資本を保全するとともに、人間の福利の向上と貧困の根絶を可能にするグリーン成長への道程を、開発途上国が実践する必要があります。本研究領域では、低炭素やグリーン経済政策の評価に関する知見と分析ツールの提供を目指します。

2015年度の主な活動

グリーン経済への移行

グリーン経済への移行と貧困根絶は持続可能な開発を達成するための鍵であり、各国政府は強固な経済成長や雇用創出を含む複合的な利益をもたらす政策を探し求めています。IGESは国家レベルの政策決定を支援するため、グリーン経済に関する行動のためのパートナーシップ (PAGE) の下での国連環境計画 (UNEP) の政策プロセスや国際労働機関 (ILO) のグリーン雇用プロジェクトを通じて、グリーン経済/グリーン雇用の定量的評価を提供しました。IGESのグリーン経済/グリーン雇用評価はマレーシア、ケニア及びブルキナファソ各国のロードマップと政策形成に貢献しました。IGESはまた、PAGEの下での発展途上国におけるグリーン経済戦略形成を支援するため、近い将来UNEPのグリーン経済評価に用いられる統合グリーン経済モデル (IGEM) の開発にも貢献しました。加えて、世界の持続可能な開発目標 (SDGs) の導入を受け、IGESはアジアで選択された9カ国のSDGsインジケータのための分析的フレームワークを開発しました。

定量的分析手法とツールの研究開発

手軽で効果的な分析的ツールは、政策決定者に政策の影響を伝え、人々に日々の活動の結果を教えるための広報活動促進のためだけでなく、学術的研究と政策決定をリンクさせる上でも必要です。2014年に、



ガンジス河流域の水・エネルギーネクサス統合評価ワークショップ(ネパール・カトマンズ)

IGESは国立環境研究所 (NIES) と共同で、日本の2050年までの低炭素エネルギーシステムをシミュレーションするため2050日本版低炭素ナビを開発しました。一般公開以降、様々な広報活動イベントや高校・大学教育プログラムで活用されました。例えば、2015年10月2日に開催された朝日地球環境フォーラム2015では、「私が選ぶ「脱炭素」へのナビゲーション」セッションにおいてアンケート調査を行うために使用されました。また、2016年2月に上智大学で開催された次世代エネルギーワークショップでは、エネルギーと気候問題について大学生に学んでもらうため



の議論支援ツールとして使用されました。2016年3月には3E+S (安定供給、経済効率性の向上、環境への適合、安全性) に基づいた新たなサマリーページとその他ユーザーフレンドリーな機能が追加されたウェブツールのバージョン2をリリースしました。(日本語版: <http://www.2050-low-carbon-navi.jp/>; 英語版: <http://www.en-2050-low-carbon-navi.jp/>)

2050日本版低炭素ナビは朝日地球環境フォーラム2015の中で携帯電話からの投票によるアンケート調査の実施に使用された(©朝日新聞)

グリーン経済への移行に向けた企業のイニシアティブ

意欲的な気候変動政策の導入における企業の役割をテーマに、IGESが事務局を務める先進企業のネットワークである日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) との連携を通じ、企業の視点を踏まえたグリーン経済の実現に資する提言及び関連活動を実施しました。国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) に際しては、政策提言及び意思決定者との対話を通じて気候変動問題の重要性・緊急性を示し、多くのメディア媒体に取り上げられました。また、Japan-CLPはグリーン経済への移行の加速を目指す国際イニシアティブ (世界銀行グループが主導するカーボン・プライシング・リーダーシップ連合や企業連合体であるWe Mean Business) に参加するなど、国際的な意思決定プロセスに一層リンクした活動を進めています。



プリンス・オブ・ウェールズ企業リーダーズ・グループのフィリップ・ジュベール会長との対話

低炭素社会の実現に向けた知識プラットフォーム

IGESは、低炭素社会研究に関する国際イニシアティブである「低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet)」ならびに「低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet)」に参画するとともに、事務局として両ネットワークの運営を支援しています。LCS-RNetには政策立案に密接に関与する7カ国17研究機関が参画しており、研究コミュニティと政策担当者との対話を深め、低炭素社会



LCS-RNet年次会合 (フランス・パリ)

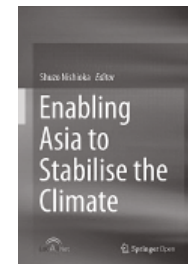


COP21でのLCS-RNetサイドイベント

に向かうための課題を議論・共有しています。COP21に際しては、ポジションステートメント「気候変動対策と持続可能な発展の正念場」を発表し、文化や発展段階が異なる国の様々な分野の科学者・研究者が現在の経済状況の中で気候変動に対する行動を促すための共通の見解を示しました。LoCARNetは、アジア地域の研究コミュニティ育成・強化に向けて、アジア諸国での政策対話や知識共有、能力構築プログラムを実施したほか、アジア諸国がどのように低炭素社会を目指しているのかをまとめた報告書「Enabling Asia to Stabilise the Climate」をCOP21で発表しました。



バンラデシュでのLoCARNet政策対話 (©ICCCAD, 2016)



主な出版物

- 「The Economics of Green Growth: New Indicators for Sustainable Societies」 (Routledge刊)
- 「Enabling Asia to Stabilise the Climate」 (Springer刊)
- ディスカッション・ペーパー「Environmental Goods and Services Sector: Economic and Employment Impact Assessment Using Input-Output Analysis for Japan」
- 「政策インパクトを目指した戦略研究アプローチ: Risky BusinessとThe New Climate Economy」 (季刊環境研究)
- UNEP Working Document
 - 「Green Economy Sector Study on Agriculture in Kenya」
 - 「Green Economy Sector Study on Water Resources in Senegal」
 - 「Green Economy Sector Study on Agriculture in Burkina Faso」

研究活動のハイライト

持続可能な社会のための政策統合領域

第6期の研究概要

持続可能な開発目標 (SDGs)、低炭素発展のための都市間協力、気候変動と開発への統合的な取り組みを通じたコベネフィット (共通便益) をテーマとした戦略的政策研究を実施し、研究成果に基づく分析や提言を政策担当者にタイムリーに提供することで社会的包摂プロセスを通じた持続可能な社会への移行を目指します。

2015年度の主な活動

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsの実施にあたり、セクター間の統合や多様なステークホルダーの連携を促すガバナンス改革の重要性を示したポリシー・レポート「Achieving the



持続可能な開発ソリューション・ネットワーク・ジャパンと連携を開始

Sustainable Development Goals: From Agenda to Action (SDGsの実現のために: 課題から実施へ)」を2015年7月に出版しました。また、企業や団体が責任ある創造的なリーダーシップを通じて持続可能な開発を促す「国連グローバル・コンパクト」に加入したほか、日本を含むアジアにおけるSDGs実施の強化に向けて、様々なステークホルダーが協働して持続可能な社会の実現への方策を模索する「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク・ジャパン (SDSN Japan)」と新たに連携を開始しました。



SDGsの研究成果を発表

低炭素発展のための都市間協力

インドネシア・ボゴール市及びバンドン市の政策担当者や専門家とともに各市の低炭素計画・政策策定に携わりました。ボゴール市では国立環境研究所 (NIES) 及びボゴール農業大学と共同で600世帯のエネルギー消費傾向調査を実施しました。現在はエネルギー消費行動に関する情報共有の重要性を示した調査結果をもとにフォローアップ分析に向けた検討を行っています。また、バンドン市ではアジア工科大学院及びバンドン工科大学と交通機関の排出ガスインベントリ構築ならびにシナリオ分析を行い、市に対して低コストのエコドライブプログラムにより温室効果ガスと大気汚染物質の大幅削減が可能となることを示しました。

アジアにおけるコベネフィット・アプローチ

アジア太平洋クリーンエアパートナーシップ (APCAP) 科学パネルや短寿命気候汚染物質 (SLCPs) 削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ (CCAC) といった国際的なネットワークや連携機関との協力の下、政策担当者に対して気候変動対策と開発の統合を促す研究活動を実施しました。IGES は国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP ROAP) からの要請によりアジアの大気汚染評価報告書の統括執筆責任者を務め、2017年に出版が予定されています。さらに、クリーン・エア・アジア (CAA) と連携してアジアの大気質管理に関する指針をまとめました。また、カンボジア、ラオス、ベトナムの女性



コベネフィット研究とSDGsに関する国際ワークショップ



女性の気候変動ファイナンスへのアクセス向上に関する研究活動を実施 (左下:カンボジア/右上:ベトナム)

に新たな雇用、清浄な大気、持続可能な燃料を提供することで気候変動対策と開発のコベネフィットをもたらすアジア開発銀行 (ADB) の研究プロジェクトに参画し、政策担当者を対象にジェンダー主流化に向けて「Training Manual to Support Country-Driven Gender and Climate Change (国主導のジェンダーと気候変動対策支援研修マニュアル)」を出版しました。

主な出版物

- ポリシー・レポート「Achieving the Sustainable Development Goals: From Agenda to Action」
- 「Climate Change and Cities: Second Assessment Report of the Urban Climate Change Research Network」(Urban Climate Change Research Network)
- 「Training Manual to Support Country-Driven Gender and Climate Change」(Asian Development Bank)
- 「Asian Co-benefits Partnership White Paper 2016: Putting Co-benefits into Practice」
- ディスカッション・ペーパー
 - 「Aligning Interests around Mitigating Short Lived Climate Pollutants (SLCP) in Asia: A Stepwise Approach」
 - 「Determinants of Willingness to Pay (WTP) for Renewable Energy in Post-Fukushima Japan」
- 「Co-benefits Good Practice Map」(www.cobenefit.org/good_practice)
- 「Japan's Policy to Reduce Emissions of Volatile Organic Compounds: Factors that Facilitate Industry Participation in Voluntary Actions」(Journal of Cleaner Production, Elsevier)
- 「SDG コンパス:SDGsの企業行動指針—SDGsを企業はどう活用するか(和訳版)」

研究活動拠点・連携組織

サテライトオフィスの活動

● 関西研究センター

関西研究センターでは、「ビジネスと環境」をテーマに、特に環境・省エネ対策を促進する企業等の民間セクターの行動に焦点を当てた研究を実施しています。具体的には、対象国や地元自治体と連携しながら企業の炭素パフォーマンスを政策的に分析するとともに、発展途上国への低炭素技術の移転促進及び普及を通じて、アジアにおいて持続可能なビジネスを促す戦略策定に向けた提言を行っています。

低炭素技術の国際的な移転・普及

インド・エネルギー資源研究所 (TERI) と実施した日本の低炭素技術のインドにおける適用促進に関する研究の成果をもとに、導入された技術が継続的かつ的確に運営されているかといった効果の検証や能力構築等のフォローアップ活動を実施しました。IGESのこうした取り組みにより、10のインド企業が温室効果ガス削減に向けて空気圧縮機や蒸気管理・制御システム等の日本の省エネ技術を採用したほか、

13の施設で日本の空気圧縮技術の導入が検討されています。CO₂排出削減技術評価・検証事業においては、アジア工科大学との連携により、バングラデシュ、インドネシア、モンゴル、タイ、ベトナムにおいて、他のアジア諸国にお



インド・アーメダバードの繊維工場での現地調査

る更なる活動発展を目指して、研究を実施しました。また、兵庫県とインド・グジャラート州間の低炭素技術促進に向けた協力体制作りにもTERIとともに携わっています。

低炭素技術の普及に向けた政策

低炭素技術の革新・普及促進に向けたビジネスイニシアティブ及び政策手法、特に経済政策（炭素税、排出量取引制度等）に焦点を当てた研究を実施し

アジア太平洋島嶼国における再生可能エネルギー導入支援研修

アジア太平洋島嶼国における再生可能エネルギー導入を支援するための研修が2016年2月8日から12日まで東京で開催されました。日本の環境省 (MOEJ) と国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) が共催し、IGESによって実施された本研修プログラムには、島嶼国10カ国・地域 (クック諸島、モルディブ、マーシャル諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ) の行政官が参加しました。本研修プログラムは、島嶼国において、再生可能エネルギーへのエネルギー転換を可能にするための政策や規制、制度及び資金面に関する意見交換を中心に実施しました。講義及びディスカッションは、MOEJ、IRENA、経済産業省、国際協力機構 (JICA)、緑の気候基金 (GCF)、JCM民間事業者、民間コンサルタント等の講師により行われました。また現地視察を実施し、日本が誇る最先端の低炭素技術を直接見学するとともに、技術者から詳細な説明を受け、当該低炭素技術についての理解を深めました。



ました。具体的には、中国のセメント・鉄鋼部門を対象に、様々な政策状況下での低炭素技術の普及曲線をモデル化したほか、韓国企業の低炭素技術への投資行動を分析し、対象技術の政策促進・普及による温室効果ガス排出緩和についての考察はより一層進展したものとなりました。



中国・北京のセメント工場での現地調査

主な出版物

- 「Carbon Pricing for Low Carbon Technology Diffusion: A Survey Analysis of China's Cement Industry」(Energy)
- 「An Analysis of Company Choice Preference to Carbon Tax Policy in China」(Journal of Cleaner Production)
- 「Case Analyses of Low Carbon Technology Transfer from the Co-benefit Perspective」(「TECH MONITOR」, Asian and Pacific Centre for Transfer of Technology, UNESCAP)

●北九州アーバンセンター

北九州アーバンセンターは、1999年にIGES北九州事務所として開設され、主に国連アジア太平洋経済社会委員会及び北九州市との協プログラム「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」等の活動を行ってきました。2010年4月に北九州アーバンセンターと改称し、「持続可能な都市」をテーマに、持続可能な都市の実現に向けた自治体の取り組みを促進するための研究を進めています。

低炭素でレジリエントな都市構築のための政策研究

アジア4都市（フィリピン・セブ市、タイ・ノンタブリ市、ベトナム・ホーチミン市、中国・上海市）を対象に、レジリエント都市計画の策定に向けた技術支援

と能力開発を産学及び市民団体と協力して実施しました。2015年7月には、防災政策を担当する4都市の政策担当者に対して阪神淡路大震災の教訓から学ぶ能力開発研修を実施し、災害リスク軽減とレジリエント都市の概念をどのように都市計画に盛り込むべきか検討しました。セブ市とノンタブリ市の計画には気候変動緩和策と適応策の両方が反映され、各市議会での正式承認に至ったほか、セブ市では計画実施のために市議会が予算の5%を毎年計上することも決定しました。



ISAP2015セッション「アジアの自治体によるレジリエント都市構築に向けた取り組み」

地域資源の活用に関する実践的な研究

アジア4都市（フィリピン・セブ市、インドネシア・スラバヤ市、タイ・マプタブット市及びラヨン市）及びケニア・ナイロビ市において各都市の状況に即した統合的廃棄物管理計画の策定を支援しました。セブ市では、IGESの提案した計画が市の廃棄物管理10年計画に統合され、資源再生施設やコンポスト施設の設立を通じて、2015年に2010年比30%の廃棄物削減を達成しました。また、急速に発展するアジアの大都市で新たな課題となっている焼却や廃棄物発電による潜在的な環境汚染について、ベトナムとフィリピンに対して適正な管理に向けた国家技術規則・ガイドラインの策定を支援しました。

北九州の関連機関との連携

北九州市及び北九州国際技術協力協会（KITA）と共にアジア低炭素化セン

ターの運営を担い、大学、NGO、民間企業等と戦略的に連携しながら、持続可能な都市に関する政策や取り組みを途上国の都市に発信しました。また、地域の環境教育にも力を入れており、有効なごみ減量手法としてIGESがアジア諸国で展開しているコンポストをテーマにした子供向けサイエンス・スクールを九州工業大学と2015年10月に開催しました。



ジュニア・サイエンス・スクール「微生物の力で生ごみを土に変えよう」

ミャンマーとの都市間連携：北九州市の経験をもとに学習教材を開発

ミャンマー・マンダレー市との都市間連携の一環として、IGESは北九州市の経験・知見をもとに身近な環境問題から地球温暖化まで幅広く学べる環境学習教材「Ecology Note: Towards a Clean and Green Mandalay City」を作成しました。マンダレー市基礎教育部局と北九州市教育委員会の協力によりパイロット校で導入が進められており、今後マンダレー市は市全域250校での活用を検討しています。

主な出版物

- ポリシー・レポート「Development of E-Waste Management Policy at the Local Level: A Case Study of Cebu City, Philippines」
- 「Ecology Note: Towards a Clean and Green Mandalay City」

● バンコク地域センター

バンコク地域センターはIGESの海外拠点のひとつとして2011年にタイ・バンコクに設置され、それ以来アジア太平洋地域におけるネットワーク・連携のハブとして機能しています。同センターは、気候変動適応と緩和、環境保全、持続可能な都市の4分野を柱に、様々な支援機関や各国政府、自治体等と連携し、関連する情報共有のためのネットワークの運営や関連事業を実施しています。

気候変動への適応

これまで世界適応ネットワーク (GAN) のひとつである「アジア太平洋適応ネットワーク (APAN)」の地域ハブの運営を担い、各国における適応計画の策定及び実施のための情報発信に努めてきました。また、米国国際開発庁 (USAID) による5カ年事業「アジア太平洋気候変動適応事業準備ファシリティ (Adapt Asia-Pacific)」の知識管理部門を担当し、APANと連携しながら、アジア太平洋諸国関係者に適応に関する情報を提供してきました。なかでも、関係者間のEメールでの意見交換を促す「APAN適応エクステンション・シリーズ」をこれまで計10回開催し、政府や開発支援機関関係者の適応に関する能力向上に貢献しています。

気候変動緩和

2015年9月に国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局とともにUNFCCC-IGES地域協力センターをバンコク地域センター内に設置し、クリーン開発メカニズム (CDM) 事業を含む炭素取引制度の構築や約束草案 (INDC) の準備など各国の気候政策立案を支援しています。また、関西研究センター及びアジア工科大学・アジア太平洋地域リソースセンターと連携し、アジア諸国への低炭素技術移転促進のための研究調査も実施しています。

環境保全

アジアにおける効果的な環境法遵守・執行を推進する「アジア環境法遵守

執行ネットワーク (AECEN)」の事務局を務め、AECEN ウェブサイトを定期的に更新することにより環境影響評価 (EIA) に関するアジア各国の最新情報を提供しているほか、USAID メコン環境パートナーシップ事業に参画し、メコン川下流域の5カ国を対象にEIAへの住民参加を促す地域ガイドラインの策定を支援しています。また、2015年9月には米国環境保護庁及び台湾環境保護署と共にアジア次世代環境法令遵守会議を開催しました。

持続可能な都市

環境的に持続可能な都市 (ESC) の推進を目指す第7回ESCハイレベルセミナーが2016年3月にベトナム・ハノイで開催され、その事務局としてプログラムの策定・運営を担いました。同セミナーと連携してバンコク地域センターが実施している東南アジア諸国連合 (ASEAN) ESCモデル都市プログラムでは、8カ国31都市においてそれぞれの環境目標を達成するための取り組みが進め

IGES Knowledge Café Series

バンコク地域センターではバンコクで活動する国際機関やパートナー機関の専門家、メディアや市民と共にカジュアルに意見交換を行う「IGES Knowledge Café」を不定期に開催しており、2016年2月には緑の気候基金 (GCF) 及びUNFCCC事務局の幹部を迎え、各国政府や各種機関が喫緊の気候変動対策にどのようにGCFを活用できるか、その展望と手段について意見交換しました。



られており、今後、持続可能な開発目標 (SDGs) に合わせ、各都市の環境改善効果を地域の指標で評価し、その知見を共有する都市間相互学習を促進します。

● 北京事務所<日中協力プロジェクトオフィス>

北京事務所は、中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設され (2006年)、日中を基軸とした二国間及び多国間 (国際機関を含む) の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。

水環境保全分野における調査研究活動

農村汚水処理技術及び管理体系構築に関する国際協力機構 (JICA) プロジェクトに参画し、他の共同実施機関と連携して農村汚水処理に関する政策提言案等のとりまとめを行いました。

大気環境保全分野における調査研究活動

日本の地方自治体と中国の地方政府が連携して中国の大気汚染対策に取り組む「日中都市間連携協力」において、総合調整プラットフォームとして、セミナーの開催や専門家派遣、訪日研修等を通じて日中の地方政府間の連携協力を促進しました。また、2015年度からは中央政府間の協力も本格始動し、中国4都市のモデル都市協力事業を開始したほか、石炭火力発電所からの超低濃度排出ガスモニタリング技術に関する日中協力事業を新たに実施しました。



9月15日に開催された日中都市間連携キックオフセミナーは、日本のテレビ局5局のテレビニュースと日本の新聞社7社のウェブサイトにて報道



日中友好環境保全センター代表団を日本に招聘し、環境省をはじめとする日本の関係機関と大気汚染対策協力等について協議を実施

連携組織の活動

● IPCC インベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のインベントリータスクフォース (TFI) の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の推計・報告手法に関わるガイドライン及び関連ツールを開発・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、タスクフォースビューロー (TFB) によって監督されています。

2015年10月5日～8日にクオアチアのドゥブロヴニクで開催されたIPCC第42回総会において、IGES上席研究員の田辺清人氏が、IPCCの第6次評価報告書作成期間におけるTFIの共同議長に選出されました。田辺氏は、1999年から16年にわたりTFIの共同議長としてIPCCに貢献してきた平石尹彦氏の後任となります。これに伴い、少なくとも今後数年にわたり、IPCC TFIのTSUが日本のIGESにおいて活動を継続することが確定しました。

2014年度に、TSUは新たなプロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトでは、国別温室効果ガスインベントリーのための2006年IPCCガイドライン以来、特定のカテゴリーやガスに関して方法論的アドバイスを精緻化または開発するために十分な科学的知見や利用可能となったデータが蓄積されたかを評価し、どの分野もしくは問題を優先させるべきか特定します。このプロジェクトの一環として、TSUは2015年度に次の2つの専門家会議を開催しました。

- IPCCインベントリーガイドラインの技術評価
(エネルギー、工業プロセス及び製品使用、廃棄物セクター)
(2015年6月29日～7月1日、スイス・ジュネーブ)
- IPCCインベントリーガイドラインの技術評価
(農業・林業及び他の土地利用セクター)
(2015年6月13日～16日、ブラジル・サンパウロ)

このプロジェクトは引き続き2016年度にも実施されます。



IPCCインベントリーガイドラインの技術評価(農業・林業及び他の土地利用セクター)
(2015年6月13日～16日、ブラジル・サンパウロ)

TSUは、2006年IPCCガイドラインや、IPCC排出係数データベース(EFDB)及びIPCCインベントリーソフトウェアを含む関連資料の配布・普及促進等の活動を通して、IPCCガイドラインのユーザーを支援してきました。EFDBは、データ収集のための専門家会議及びEFDB編集委員会会合の開催を通じて、改良が進められています。インベントリーソフトウェアは、不具合の修正や機能の改善(例えば、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の非附属書I締約国が使用する報告書の形式でデータを出力する機能など)により、改良が進められています。

前述のIPCCガイドラインの技術評価に関する専門家会議のほか、TSUは2015年度に以下の会議を開催しました。

- 第27回タスクフォースビューロー(TFB)会議
(2015年11月16日～18日、葉山)
- 第13回EFDB編集委員会会合(2015年11月18日～20日、葉山)
- 第11回EFDBデータ収集会議:エネルギーセクターのデータ収集
(2015年11月19日～20日、葉山)
- 第12回EFDBデータ収集会議:工業プロセス及び製品使用セクターのデータ収集(2015年11月19日～20日、葉山)

- EFDBとソフトウェアユーザーの意見を収集するための専門家会議
(2016年1月25日～28日、神戸)

IPCC TFIの活動及び成果の広報・普及のため、TSUは公開シンポジウム「地球温暖化問題に関する科学と政策～温室効果ガス排出量監視の取りくみ」(環境省共催)を、神戸にて2016年1月28日に開催しました。UNFCCC、IPCC、世界



シンポジウム「地球温暖化問題に関する科学と政策～温室効果ガス排出量監視の取りくみ」(2016年1月28日、神戸)

資源研究所(WRI)などの国際機関や国内関係者(環境省、国立環境研究所、IGES、カーボン・オフセットフォーラム、富士通株式会社)の講演が行われたこのシンポジウムは、70名以上の参加者を集め成功裏に終わりました。また、同様のシンポジウムが、ペルー国立環境基金(FONAM)とIGESの共催により、2016年3月22日にペルー・リマで開催されました。

TSUは、UNFCCCや国際協力機構(JICA)等の他機関が実施するインベントリー関連のキャパシティビルディングプログラムへ、技術知見とIPCC TFIが開発した資料を提供することによって貢献しています。加えて、TSUは、プレゼンテーションや基調講演を行う等、他の国際会議への貢献も行いました。貢献した国際会議には、以下が含まれます。

- 国立環境研究所により開催された第13回アジアにおける温室効果ガスインベントリーに関するワークショップ
- 国連欧州経済委員会(UNECE)の気候変動関連統計に関する運営会議が開催した気候変動関連統計の作成者と使用者のための専門家フォーラム
- 国際民間航空機関(ICAO)が開催した排出削減に関する世界航空パートナーシップについてのセミナー

また、国際エネルギー機関(IEA)、世界森林観測イニシアティブ(GFOI)、排出インベントリーと排出予測に関するUNECEタスクフォースなどの国際会議にも招待され参加しました。

●アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は、アジア太平洋地域における地球変動に関する共同研究を通じて、地球変動研究への途上国からの参加を推進し、科学研究と政策決定との連携を強化することを目的とする政府間ネットワークです。事務局であるAPNセンターは、2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関はAPN政府間会合(IGM)であり、第21回IGMは2016年4月に中国・鄭州市で開催されました)。

2015年度は、APNのコアプログラムである「地球変動共同研究公募型プログラム」及び「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」において採択されたプロジェクトに対して支援を行ったほか、テーマ型事業として「気候適応分野」及び「低炭素イニシアティブ分野」における研究及び人材育成プロジェクトに対して重点的に支援を行いました。APNの事業目的の柱である科学と政策の連携の推進に関しては、



モンゴルで開催された第3回サイエンス-ポリシー対話会議

モンゴル・ウランバートルにおいて、政策担当者及び科学者が意見交換を行う「サイエンス-ポリシー対話会議」を開催し、主に東アジアの様々なステークホルダーの参加の下、政策決定過程への科学研究による成果の反映のあり方や課題について



廃棄物処理及び3Rに関する国際ワークショップ

議論を行いました。また、環境省廃棄物リサイクル対策部循環型社会推進室からの請負事業として、東南アジアの政府関係者と研究者及び日本の循環産業関連企業の参加の下、「廃棄物処理及び3Rに関する国際ワークショップ」をベトナム・ハノイにて開催しました。

● 国際生態学センター (JISE)

主に植物生態学の立場より持続・発展可能な社会の実現を目指し、地域から国際的な領域に至る生態系や生物多様性の回復・再生の実践及びそのベースとなる調査研究を行っています。また、森林再生や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2015年度は、海外研究では「熱帯雨林等の再生に関する研究」としてイオン財団の助成などを元に、マレーシア、ケニア、カンボジア、インドネシアにおいて熱帯林の植生調査、植樹及びその指導を行いました。「ア



タイの里山林で可燃性の樹液を採取

ジア・太平洋地域の潜在自然植生の研究」としてタイ雨緑林における群落環的調査を実施し、「地域生態系の構造・動態・評価の研究」としてラオスにおいて

森林劣化抑制のための森林資源調査を行いました。海外プロジェクトの研究成果は植生学会高知大会及び生態学会仙台大会において「旧熱帯区山地林の組成と気候条件」というテーマで発表しました。



マレーシアでの植樹祭

国内においてはイオン財団、新技術開発財団、河川財団などの助成金により多彩な調査研究を展開しました。「生物多様性の保全に寄与する植生学研究」として琵琶湖流入河川や東日本大震災の津波被災地での外来種の侵入要因の解析を進めました。「植生資源の評価と認知に関する研究」として植栽された「森の防波堤」の生長調査を実施しました。「津波到達地における海岸林再生を目的とした生態学的な研究」においては、南海トラフを震源とする地震による津波が予測される東海地方の海岸部における防災林植栽のための潜在自然植生の調査を進めました。「地域生態系の構造・動態・評価の研究」として足尾煙害地における在来広葉樹種植栽に基づく森林の回復・再生のための研究を進めました。以上の国内調査の成果は植生学会高知大会、生態学会仙台大会などで公表しました。そのほか企業や自治体、NPOとの連携の下、秋田、静岡、長野、愛媛、島根、愛知県など全国各地で森林再生事業及びその基盤となる調査研究を展開しました。以上の国内外の研究成果については印刷物としても研究雑誌「生態環境研究」などで公表したほか、フォーラム、ニュースレターなどを通じて市民向けの情報発信も進めています。

環境保全に資する人材育成事業として、一般市民を対象にした連続講座「みどりを守り育てる知恵・技術・心得」をはじめ、野外での環境学習会や生態学研修・基礎／応用コースを開催しました。人材育成事業の成果として「Issues and recommendations on learning techniques of hot urban environments」と題し、日本環境教育学会第26回大会で発表しました。JISE市民環境フォーラム「これからの森づくりと森林教育―何をどう伝え、引き継ぐか」を2016年3

月に開催し、森林再生や森林教育が直面する今日的課題について議論を深めました。また、カンボジアでの植樹祭参加のツアーの主催など、活発な交流・普及啓発事業も展開しています。

● 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関

IGESは2015年度から、国連環境計画 (UNEP) の下に設けられた、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) によるアセスメントを支援する技術支援機関 (テクニカルサポートユニット: TSU) のうち、アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関 (IPBES-TSU-AP) を担うことになりました。本TSUは、IPBES事務局 (ドイツ・ボン) の機能のうち、アジア・オセアニア地域の生物多様性及び生態系サービスに関するアセスメント報告書の作成支援を担う支援機関です。アジア・オセアニア地域は、北東・東南・南・西アジア及びオセアニア地域から構成されています。

IPBES-TSU-APは、日本政府の提案に基づき、IPBES学際的専門家パネルにおいてIGES内に設置されることが決定され、2015年4月にIGES東京事務所にて業務を開始しました。2018年IPBES総会までの3年間、アジア・オセアニア地域の専門家による執筆作業、執筆者会合開催、評価報告書作成等の支援を行う予定です。これまでに、アジア・オセアニア地域128名の専門家の参加を得て、第1回アジア・オセアニア地域執筆者会合 (2015年8月、於国連大学) を開催しました。現在は外部レビューに向けた評価報告書案の取りまとめ作業などを進めています。

本TSUの活動に関しては、国立環境研究所、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク、国連大学などが、IPBES-TSU-APの活動を支援する協力機関として位置付けられています。また、活動のための資金は、IPBES信託基金からの予算提供の他、日本の環境省からも拠出を受けています。

>> IPBESとは

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) は、生物多様性と生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化を目的として、2012年4月に国連環境計画 (UNEP)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連食糧農業機関 (FAO) 及び国連開発計画 (UNDP) により設立されました。UNEPが管理する本プラットフォームは、科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱としており、地球規模で生物多様性と生態系サービスの現状、変化とその要因の把握、人類への影響などを明らかにする試みです。気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、「生物多様性版のIPCC」と呼ばれることもあります。IPBESでは、作業計画2014-2018に基づき、2014年からの5年間に合計で18の成果物の作成を予定しています。

>> 地域アセスメントとは

地域アセスメントは、IPBES作業計画2014-2018の成果物のひとつであり、世界の4地域 (アジア・オセアニア、アフリカ、アメリカ、及びヨーロッパ・中央アジア) で実施されています。IPBESの4つの機能のうち、主に「科学的評価」の実施のための中核的な評価プロセスとなっています。各地域で120名程度の専門家が執筆者として選出されており、その成果は各地域における生物多様性条約の愛知目標の達成状況の評価をはじめとする、地域レベルでの政策決定への貢献などが期待されています。



第1回アジア・オセアニア地域執筆者会合

戦略オペレーション

概要

IGESでは、戦略研究の促進と研究成果のインパクト（影響力）形成を企図した「戦略オペレーション」を実施しています。プログラム・マネージメント・オフィス（PMO）がその中心を担い、IGES全体の研究戦略を立案するとともに、所内の研究活動を統合的に調整し、フラッグシップ研究、ナレッジマネジメント、能力開発と教育、研究成果クオリティ管理、ネットワーキング、アウトリーチ等の各戦略オペレーション機能を通じて効果的な戦略研究の実施を目指しています。

フラッグシップ研究

IGESでは、アジア太平洋地域の戦略的に重要な政策アジェンダに焦点を当てたフラッグシップ研究を全研究領域に係る形で実施しています。2015年度には、IGES白書「グリーンなアジア地域統合を目指して：いかにアジアの地域統合を人々と環境への便益につなげるか」を出版したほか、気候変動と持続可能な開発目標（SDGs）をテーマにそれぞれフラッグシップ研究を展開し、討議ペーパーやコメントリー、研究報告書等を通して国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）等の国際的な議論や交渉に向けてIGESのメッセージを発信しました。



フラッグシップ研究の成果を発表

ナレッジマネジメント

IGES全体の知識管理・活用を目指した環境整備を実施しました。具体的には、IGES出版物データベースの改善や研究活動に関連する各種データベースへの支援等を行ったほか、IGES出版物を主要な学術ジャーナルで構成されるアーカイブ「JSTOR Sustainability Collection」に追加することでより広範なアクセスを可能にしました。

能力開発と教育

国際協力機構（JICA）、タイ温室効果ガス管理機構気候変動国際研修センター等と連携しながら、対象とするステークホルダー向けの研修プログラムを開発しました。また、低炭素社会に向けたエネルギーシナリオのシミュレーションや、気候の変化に適応する土地利用に関するE-ラーニング教材の開発を実施したほか、持続可能な開発やライフスタイルの実現に向けた教育の役割に関する研究を進めました。



気候変化に適応する土地利用（フィリピン）に関するE-ラーニングビデオ



研究成果クオリティ管理

執筆計画の段階から研究・執筆プロセス全体を通じて品質管理を行う「clean production」を実施したほか、公平かつ多様な視点からの所内・所外

レビューを積極的に取り入れました。また、品質の確保とともにタイムリーかつ効率的な出版を目指して、所内出版プロセスを改訂しました。

ネットワーキング

持続可能な開発に係わる研究活動を行う国内外の機関・ネットワークとの協力を進め、IGESの研究成果を多様なステークホルダーとの連携を通じて発信しました。2015年度には国連機関と2つのコラボレーティングセンター（IGES-国連環境計画（UNEP）環境技術連携センター及び国連気候変動枠組条約（UNFCCC）-IGES地域協力センター）ならびに生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関（TSU）をIGES内に設置し、活動を開始しました。

持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム（ISAP）

IGESでは、アジア太平洋地域の喫緊の課題について、第一線で活躍する専門家や企業、政府、国際機関、NGO関係者が一堂に会して意見交換を行う「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム（ISAP）」を年一回開催しています。2015年7月に横浜で開催したISAP2015では、約1,200名の参加の下、気候変動問題と持続可能な開発目標（SDGs）を二大テーマに、持続可能な社会の構築に向けた多様なパートナーとの連携強化について議論を深めました。



また、持続可能な開発ソリューション・ネットワーク・ジャパン及び国連グローバル・コンパクト／グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンと新たに連携を開始しました。



持続可能な開発ソリューション・ネットワーク・ジャパン発足式

情報発信・アウトリーチ活動

IGESが分野横断的に展開している気候変動及び持続可能な開発目標（SDGs）研究に関する特集ウェブページや、E-ニュースレター（購読者数：6,400名）を通じて、IGESの研究成果や出版物、研究員によるコメント、政策提言等を国際的な議論や



COP21の結果をいち早く報告

政策形成プロセスのタイミングに合わせて発信しました。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）に際しては、速報セミナーをいち早く東京で開催し、COP21に参加したIGES研究員や企業、自治体関係者が会議結果や今後の展望を報告しました。また、メディアを通じた情報発信を強化し、COP21交渉や石炭火力発電、大気汚染対策に関する日中都市間連携等を中心に、IGESの見解や提言、研究員のコメントが新聞、テレビ、雑誌、オンラインニュース等で幅広く取り上げられました。2015年度には、こうした効果的な

アウトリーチ活動を促す取り組みとして、視認性・機能性を高めたIGESロゴデザインへのリニューアルを実施したほか、主要なコミュニケーションツール・活動に関する規定を定めたガイドラインを整備しました。



気候変動問題をテーマにメディア勉強会を実施

地域貢献事業

地域の方々を対象としたセミナー・各種イベントに積極的に参加し、IGESの研究活動によって得られた知見を織り交ぜながら地球環境問題について分かり易く解説を行いました。2015年7月にIGESが横浜で開催した第7回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2015) では、神奈川県との共同セッション「神奈川からエネルギーを考える」を開催し、

エネルギー問題における地域の役割について議論を行いました。また、神奈川県海外技術研修員をインターンとして受け入れたほか、地域の学校教育への協力として、IGES本部のある葉山町と横須賀市の中学校の総合学習・職場体験学習を支援しました。



ISAP2015での神奈川セッション



東アジアからの学生訪問受け入れ



中学生の総合学習・職場体験学習

主な講演・イベント参加

2015年5月3日	湘南国際村フェスティバル2015	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)
2015年5月30日~31日	地球環境イベント・アジェンダの日2015	日本大通り (神奈川県横浜市)
2015年7月28日	ISAP2015 神奈川セッション「神奈川からエネルギーを考える」	パシフィコ横浜 (神奈川県横浜市)
2015年11月7日	湘南国際村アカデミア「都市間連携を通じた持続可能な都市づくりと国際ビジネス展開の支援」	IGES 葉山本部
2016年1月13日	COP21 速報セミナー「地球温暖化対策の今後の展望」	神奈川産業振興センター (神奈川県横浜市)
2016年3月13日	湘南国際村アカデミア “カフェ・インテグラル” 「豊かな人生のための医療？」	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)



資料編

財務諸表 (2015年度)

貸借対照表(総括)

単位:千円

資 産	5,937,685	負 債	2,075,282
流動資産	2,552,840	流動負債	1,795,449
固定資産	3,384,845	固定負債	279,833
(基本財産)	(250,000)	正味財産	3,862,402
(特定資産)	(2,962,859)	指定正味財産	2,587,635
(その他固定資産)	(171,986)	一般正味財産	1,274,767

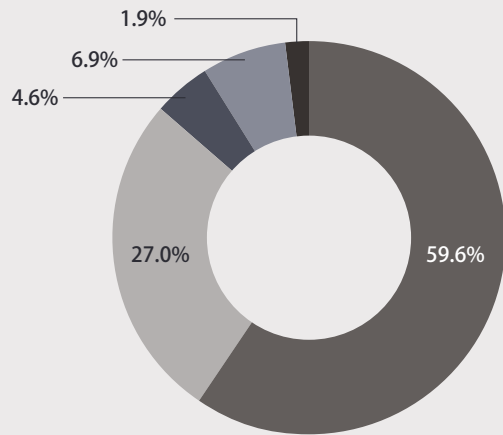
正味財産増減計算書(総括)

単位:千円

		公益目的事業会計				法人会計	FY2015 合計	FY2014 合計
		戦略研究事業*1	IPCC/TSU事業	APN事業	JISE事業			
I 一般正味財産増減の部								
経常増減	経常収益	2,651,870	175,642	318,562	61,535	316,596	3,503,089*2	3,543,016
	経常費用	2,667,546	176,228	253,977	61,535	316,596	3,443,664*3	3,361,344
経常外増減	経常外収益	0	0	0	234	52,000	52,234	0
	経常外費用	0	0	0	0	0	0	3,055
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額		(11,494)	0	0	43,867	0	32,373	60,069
正味財産期末残高		977,487	155,237	241,614	2,395,404	81,557	3,862,402*4	3,718,369

*1 IGESの研究活動及び研究成果の発信。*2 内部取引(21,116千円)含む。*3 内部取引(32,218千円)含む。*4 内部取引11,103千円含む。

経常収益の内訳

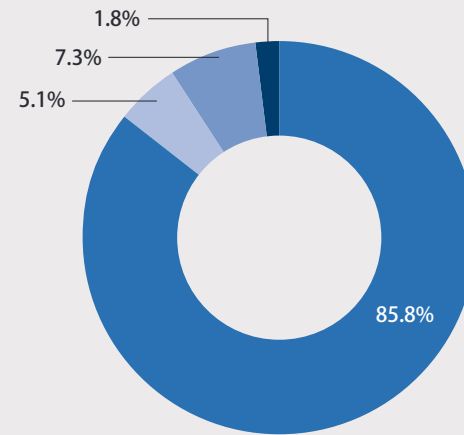


単位:千円

● 受託事業収益	2,086,935
● 環境省他拠出金*1	946,918
● 地方自治体補助金	159,780
● 地方自治体家賃負担金	241,787
● その他(運用益等)	67,669

合 計 **3,503,089**

経常費用の内訳



単位:千円

● 戦略研究事業費*2	2,984,142
● IPCC/TSU事業費	176,228
● APN事業費	253,977
● JISE事業費	61,535
<内部取引>	(32,218)

合 計 **3,443,664**

*1 IPBES-TSU事業拠出金を含む。*2 法人会計を含む。

財団概要

設立経緯

- 1995年1月 「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。
- 1996年4月 「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。
- 1998年3月 財団法人地球環境戦略研究機関発足
- 2012年4月 公益財団法人に移行

人員構成 2016年3月31日現在

		短期雇用	外国籍
研究職員	戦略研究プロジェクト	92	39
	戦略研究以外の公益目的事業	18	7
事務職員	管理業務	34	7
	研究支援	37	2
	戦略研究以外の公益目的事業	9	0
計		190	55

※短期雇用職員及び外国籍職員の数はい内数

- **本部**
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp/
- **東京事務所**
〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084
- **関西研究センター**
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5F
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635
- **北九州アーバンセンター**
〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3F
Tel:093-681-1563 Fax:093-681-1564
- **北京事務所**
100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心11階1114号室(IGES中日合作項目弁公室)
E-mail:beijing-office@iges.or.jp
- **バンコク地域センター**
604 SG Tower 6F, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3, Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330, Thailand Tel:+66-2-651-8794, 8795, 8797, 8799 Fax:+66-2-651-8798

- **IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット(TSU)**
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3750 Fax:046-855-3808
- **アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター**
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4F
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018
- **国際生態学センター**
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27 新横浜第一ビルディング3F
Tel:045-548-6270 Fax:045-472-8810
- **生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学 - 政策プラットフォーム技術支援機関(IPBES-TSU)**
〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

評議員

- 幸田 シャーミン ジャーナリスト
- 西岡 秀三 前独立行政法人国立環境研究所理事
- 岡田 康彦 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所代表社員(元環境事務次官)
- トングロイ・オンチャン メコン環境資源研究所シニア・アドバイザー
- 末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
- アブドゥル・ハミド・ザクリ マレーシア首相科学顧問

理事

- ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所(IISD) 前副所長
- 浜中 裕徳(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長(元環境省地球環境審議官)
- 河野 博子 株式会社読売新聞東京本社編集委員
- 森 秀行(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関所長(元環境庁企画調整局地球環境部環境保全対策課研究調査室長)
- 新美 育文 明治大学法学部教授
- 庄子 幹雄 マサチューセッツ工科大学客員教授
- 武内 和彦 東京大学サステナビリティ学連携研究機構(IR3S) 機構長・教授

監事

- 長谷川 健 弁護士
- 高野 堅 株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

顧問

- 海部 俊樹 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
- 川口 順子 明治大学国際総合研究所特任教授、前参議院議員、元外務大臣、元環境大臣

小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長、国立大学法人東京大学総長顧問
村山 富市	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
ラジェンドラ・K・パチャウリ	前エネルギー資源研究所所長
曲 格 平	中国環境保護基金会理事長
エミル・サリム	インドネシア大統領公使、元インドネシア環境大臣
シュアファン・シュミットハイニー	持続可能な開発のための世界経済人会議名誉会長
アヒム・シュタイナー	国連環境計画事務局長
M. S. スワミナサン	スワミナサン研究財団名誉会長・チーフメンター、 ユネスコ・エコテクノロジー議長
梅原 猛	国際日本文化研究センター顧問

参 与

赤尾 信敏	元在タイ日本国大使
ルーカス・アスンサン	国連貿易開発会議 (UNCTAD) 貿易・環境・持続可能な開発部門ヘッド
伴 次 雄	一般社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
畚野 信義	株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
福川 伸次	一般財団法人地球産業文化研究所顧問
平石 尹彦	前気候変動に関する政府間パネル (IPCC) イベントリープログラム共同議長
廣野 良吉	成蹊大学名誉教授
ネイ・トゥーン	ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授
石坂 匡身	一般財団法人大蔵財務協会理事長
鄭 會 声 (ジョン・フェイソン)	韓国環境政策管理学会名誉会長
小林 悦夫	公益財団法人ひょうご環境創造協会顧問
大場 智満	公益財団法人国際金融情報センター前理事長
岡島 成行	公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
佐々木 正峰	公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長
モンチップ・スリラタナ・タブカノン	タイ上院議会天然資源・環境委員会シニアアドバイザー
ピーター・ウッズ	前オーストラリア政府環境・水・遺産・芸術省主席広報官 (姓によるアルファベット順、2016年3月現在)

IGES 設立憲章署名機関一覧

合 計 48機関 (アルファベット順)

【行政機関】16機関

オーストラリア連邦	環境・水資源・国家遺産・芸術省
カンボジア王国	環境省
カナダ	環境省
中華人民共和国	環境保護部
インド	環境・森林省
インドネシア共和国	環境省
日本国	環境省

大韓民国	環境省
ラオス人民民主共和国	水資源・環境庁
マレーシア	天然資源環境省
モンゴル国	自然・環境省
ネパール連邦民主共和国	環境・科学・技術省
ニュージーランド	環境省
フィリピン共和国	環境・自然資源省
タイ王国	天然資源・環境省
ベトナム社会主義共和国	天然資源環境省

【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関 (ITTO)
国連環境計画 (UNEP)
国連地域開発センター (UNCRD)
国連訓練調査研修所 (UNITAR)
国連大学サステイナビリティ高等研究所 (UNU/IAS)
国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)

【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター (シンガポール)
国際環境法センター (米国)
アース・カウンシル研究所 (コスタリカ)
一般財団法人地球産業文化研究所 (日本)
インディラ・ガンディー開発研究所 (インド)
サセックス大学開発学研究所 (英国)
東南アジア研究所 (シンガポール)
マレーシア国際戦略研究所 (マレーシア)
国際環境アカデミー (スイス)
ワイカト大学国際地球変動研究所 (ニュージーランド)
国際環境開発研究所 (英国)
国際持続可能開発研究所 (カナダ)
国際応用システム分析研究所 (オーストリア)
韓国エネルギー経済研究所 (韓国)
韓国環境政策・評価研究院 (韓国)
国立環境研究所 (日本)
ポツダム気候変動研究所 (ドイツ)
日中友好環境保全センター (中国)
ストックホルム環境研究所 (スウェーデン)
エネルギー資源研究所 (インド)
タイ開発研究財団 (タイ)
タイ環境研究所 (タイ)
世界資源研究所 (米国)
フィンランドVTT技術センター (フィンランド)
ワールドウォッチ研究所 (米国)
ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ)

公益財団法人 地球環境戦略研究機関定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下「本機関」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11に置く。
2 本機関は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(以下「戦略研究」という。)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統合的戦略研究計画に基づく事業
 - (2) その他本機関の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するため、以下の活動を行う。
- (1) 戦略研究を実施すること(国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等(以下「他の機関」という。))との間の共同研究を含む。)
 - (2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じて当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
 - (3) 国際会議、セミナー等を実施すること(他の機関との共催を含む。)
 - (4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
 - (5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
 - (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
 - (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。
- 3 第1項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)(以下「整備法」という。)
第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「公益法人への移行の日」という。))の前に財産目録に記載された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に企業及び個人等から寄付された財産
- (3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (4) 政府、地方公共団体及び公益法人等からの助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 会費収入

(7) 事業に伴う収入

(8) その他の収入

(財産の種類別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行の日の前に基本財産と指定されて寄付された財産
 - (2) 公益法人への移行の日以後に基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行の日の前に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (3) 公益法人への移行の日以後に理事会で戦略研究基金とすることを決議した財産

2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第12条 本機関の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本機関の決算に剰金があるときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書、第10条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本機関の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第9号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第19条 本機関に、評議員4人以上8人以内を置く。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

3 法人法第173条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、評議員となることはできない。

4 評議員は、本機関の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第21条 評議員に対して、1事業年度の総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第22条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、評議員(評議員であつたものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

(構成)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 統合的戦略研究計画の承認

(2) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事に対する報酬等の額

(4) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

(5) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(6) 事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認

(7) 定款の変更

(8) 事業の全部又は一部譲渡

(9) 残余財産の帰属の決定

(10) 合併の承認

(11) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款に別に定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時

評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から互選する。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員現在員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名し、又は記名押印をしなければならない。

(その他)

第33条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第4章 役員

(種類及び定数)

第34条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。

4 理事のうち1人を所長とする。

5 理事のうち1人を副所長とすることができる。

6 理事のうち1人を専務理事とすることができる。

7 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、第3項から第6項及び理事会で別に定める理事は法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第35条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、所長、副所長、専務理事及び前条第7項において理事会で別に定める理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本機関の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、本機関に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 理事は、法人法第84条の規定に基づき競業及び利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けなければならない。

4 理事長は、本機関を代表し、その業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐する。

6 所長は、第52条に定めるところにより、戦略研究及び研修等に関する業務を執行する。

7 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

8 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の業務を執行する。

9 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本機関の業務を分担し執行する。

10 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機関の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

7 監事は、理事が本機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本機関に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第34条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として

の権利義務を有する。

(解任)

第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第41条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

- 2 本機関は、法人法第198条で準用する同法第113条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において評議員会の決議によって免除することができる。
- 3 本機関は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 本機関は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事(本機関の理事であって代表理事、業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、過去においても本機関の代表理事、業務執行理事又は使用人となったことのない者をいう。)又は外部監事(本機関の監事であって過去に本機関の理事又は使用人となったことのない者をいう。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機関の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第37条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項にかかわらず、法人法第197条で準用する法人法第93条第3項及び第101条第3項

に該当する場合には、理事会の招集を請求した理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。

- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(理事会への報告の省略)

第49条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第51条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第52条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する統合的戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 第53条第1項に規定する研究員等の任命
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究員等)

- 第53条 本機関に、上席研究員、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。
- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
 - 3 上席研究員、主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任命する。
 - 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

(研修員)

- 第54条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。
- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第55条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第56条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録等
 - (5) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告含む)
 - (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 財産目録
 - (8) 役員等の報酬規程
 - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定める書類及び帳簿

第9章 会員

(会員)

- 第57条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加できるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
 - 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 定款等の変更及び解散

(定款等の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条第2項及び第5項についても適用する。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 認定法第13条第1項第1号から4号に掲げる変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 本機関は、基本財産の滅失による本機関の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 本機関が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第61条 本機関が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第62条 本機関の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記(以下「移行登記」という。)を行ったときは、第17条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人の理事の任期は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第22条の規定にかかわらず移行登記の時をもって満了する。
- 4 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事:ウイリアム・グランビル 浜中裕徳 森秀行 新美育文 庄子幹雄 武内和彦
監事:長谷川健 近藤誠一
- 5 この法人の最初の代表理事は浜中裕徳、業務執行理事は森秀行とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
キース・ベザンソン 幸田シャーマン 西岡秀三 岡田康彦
トングロイ・オンチャン 末吉竹二郎 アブドゥル・ハミド・ザクリ

IGES

IGES 2015年度 年報

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

© 2016 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.



r100
本文に古紙配合率100%再生紙を使用しています



公益財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp/>

東京事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F
Tel: 03-3595-1081 Fax: 03-3595-1084

関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5F
Tel: 078-262-6634 Fax: 078-262-6635

北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3F
Tel: 093-681-1563 Fax: 093-681-1564

北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心11階1114号室 (IGES中日合作項目弁公室)
E-mail: beijing-office@iges.or.jp

バンコク地域センター

604 SG Tower 6F, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3, Rajdamri Road,
Patumwan, Bangkok, 10330, Thailand
Tel: +66-2-651-8794, 8795, 8797, 8799 Fax: +66-2-651-8798

IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット(TSU)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel: 046-855-3750 Fax: 046-855-3808

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4F
Tel: 078-230-8017 Fax: 078-230-8018

国際生態学センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27 新横浜第一ビルディング3F
Tel: 045-548-6270 Fax: 045-472-8810

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学 - 政策プラットフォーム技術支援機関 (IPBES-TSU)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F
Tel: 03-3595-1081 Fax: 03-3595-1084